

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業者の講ずべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による営業者の講ずべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 機械換気装置による場合は、当該装置を<u>じゅうぶん</u>に運転させること。</p> <p>(2) 採光は、<u>じゅうぶん</u>にすること。</p> <p>(3) 照明</p> <p>ア 客室、応接室及び食堂 床面において40ルクス以上の照度を有すること。</p> <p>イ 浴室、洗面所及び便所 床面において20ルクス以上の照度を有すること。</p> <p>ウ 廊下及び階段 床面において10ルクス以上（深夜にあつては、5ルクス以上）の照度を有すること。</p> <p>(4) 防湿</p> <p>ア 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。</p> <p>イ <u>排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。</u></p> <p>(5) 清潔 <u>営業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び</u></p>	<p>(営業者の講ずべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による営業者の講ずべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 機械換気装置による場合は、当該装置を<u>十分に</u>運転させること。</p> <p>(2) 採光は、<u>十分に</u>すること。</p> <p>(3) 照明 <u>十分な照度を保つこと。</u></p> <p>(4) 防湿 <u>排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。</u></p> <p>(5) 清潔 <u>旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及</u></p>

防虫に努めるほか、次の基準によること。

ア 客室には、くず入れを備えておくこと。

イ 浴室

(ア) 清浄な湯及び水をじゅうぶんに供給すること。

(イ) [略]

(ウ) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入れ替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。

(エ)～(コ) [略]

(サ) 清潔な洗いおけ及び洗いいすを備えておくこと。

(シ) 脱衣かご及び脱衣たなは、常に清潔にしておくこと。

ウ 洗面所

(ア) 飲用に適する湯又は水をじゅうぶんに供給すること。

(イ) くず入れを備えておくこと。

エ 便所

(ア) くみ取式便所にあつては、防臭剤の散布その他の方法により、常に防臭に努めること。

(イ) 手洗設備には、清浄な水をじゅうぶんに供給すること。

オ 寝具類は、随時日光に当て、敷布、枕おおい、布とんえり及びゆかたは、宿泊者1人ごとに洗たくしたものと取り替えること。

(6) その他の基準

ア 客室の定員

(ア) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 1客室の床面積3平方メートルについておとな1人

(イ) 簡易宿所営業 1客室の床面積1.5平方メートルについておとな

び防虫に努めるほか、次の基準によること。

ア 浴室

(ア) 清浄な湯及び水を十分に供給すること。

(イ) [略]

(ウ) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。

(エ)～(コ) [略]

イ 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

ウ 便所の手洗設備には、清浄な水を十分に供給すること。

エ 寝具類は、常に清潔にし、敷布、枕カバー、布団カバー及び寝衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(6) その他の基準

ア 客室の定員

(ア) 旅館・ホテル営業及び下宿営業 1客室の床面積3平方メートルについて1人

(イ) 簡易宿所営業 1客室の床面積3平方メートル（階層式寝台を

1人

イ 暖房設備

(ア) ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の安全衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。

(イ) ガスを燃料とする暖房設備にあっては、宿泊者の安全衛生が保持されていることを確認した後にガスの元せんを開放すること。

(水質検査の実施)

第5条 営業者は、1年に1回（連日使用型循環浴槽の湯水にあっては、1年に2回）以上、前条第5号イ(イ)に掲げる水質の基準についての検査を行わなければならない。

2 営業者は、前項の規定により前条第5号イ(イ)の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を知事に届け出るものとする。

第6条 旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があると認められるものであって規則で定めるものについては、前条第3号及び第6号アに定める衛生措置の基準にかかわらず、規則で必要な特例を定める。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第7条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第2項第10号の旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 和式の構造設備による客室は、出入口及び窓を除き、当該客室と他の客室、廊下等との境を壁又は開閉できないふすま若しくは板戸とすること。

(2) 浴室は、外部から見通しができない構造とし、上がり湯及び水を供給することができる設備を設け、洗い湯は、タイル、コンクリート等不

有する客室にあっては、1.5平方メートル)について1人

イ ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。

(水質検査の実施)

第5条 前条に定めるもののほか、営業者は、1年に1回（連日使用型循環浴槽の湯水にあっては、1年に2回）以上、同条第5号ア(イ)に掲げる水質の基準についての検査を行わなければならない。

2 営業者は、前項の規定により前条第5号ア(イ)の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を知事に届け出るものとする。

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 法第5条第3号の規定により宿泊を拒むことができる事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。

浸透性材料を用い、汚水だめ又は下水に通ずる設備とすること。

(3) 便所は、虫、におい及びねずみを防ぐ構造とし、水洗式とすること。
ただし、水洗式により難しいときは、便槽は、不浸透性材料を用いること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第3項第7号の簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、前条各号に掲げるもののほか、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第4項第5号の下宿営業の施設の構造設備の基準は、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。

(適用除外)

第10条 旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、次に掲げる施設については、第7条又は第8条の規定は、適用しない。

(1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設

(2) 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの

(3) 運動会、博覧会等のために一時的に営業する施設

(経営の変更等の届出)

第11条 [略]

(宿泊を拒むことができる事由)

第12条 法第5条第3号の規定により宿泊を拒むことができる事由は、宿泊しようとする者がでい酔等により他の宿泊者に著しく迷惑をおよぼすおそれがあることとする。

(手数料)

第13条 [略]

(補則)

(経営の変更等の届出)

第7条 [略]

(手数料)

第8条 [略]

(補則)

第14条 [略]

第9条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、この条例の施行の日から起算して6月間は、引き続きこの条例による改正前の旅館業法施行条例第4条第6号ア(イ)に規定する客室の定員の基準に適合する限り、この条例による改正後の旅館業法施行条例第4条第6号ア(イ)に規定する客室の定員の基準に適合するものとみなす。